

長寿医療研究開発費による研究事業への参加条件

長寿医療研究開発費の適正な執行を担保するため、主任研究者又は分担研究者（以下「研究者」という。）として研究事業に参加する者について、以下の条件を設ける。

1. 公的研究費の不正経理等に係る履歴について

過去に受給した公的研究費（長寿医療研究開発費を含む。以下同じ。）において、本人又は管理及び経理に係る事務を委任された機関において、不適正な管理又は経理を行ったこと又はそれに共謀したこと（以下「不正経理等」という。）により、公的研究費の配分機関から研究費の一部又は全部の返還を命じられたことがある者は、当該不正経理等の内容に応じ、返還を命じられた年度の翌年度以降、下表のとおり研究事業に参加できないこととする。

ただし、当該不正経理等が行われた公的研究費について、当該研究費における当該研究者に係る参加制限等の処分が別に設けられている場合は、長寿医療研究開発費による研究事業においても、それに準じた取扱いを行うこととする。

不正経理等の内容	参加制限期間
1 不正経理等の程度が、社会への影響が小さく、かつ、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 不正経理等の程度が、社会への影響が大きく、かつ、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 不正経理等に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	不正使用を行った研究者の参加制限期間の半分（上限2年、下限1年、端数切り捨て）

（注）以下の場合には、参加制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ、不正使用額が少額な場合
- ・ 5において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して善管注意義務を怠った場合

2. 虚偽の申請による公的研究費の受給に係る履歴について

過去に、公的研究費の配分機関に故意又は重大な過失により虚偽の内容を申請するなどして、申請に係る公正な審査を妨げ、公的研究費を不正に受給したことにより、公的研究費の配分機関から研究費の一部又は全部の返還を命じられたことがある者は、返還を命じられた年度の翌年度以降5年間、研究事業に参加できないこととする。

ただし、当該不正な受給が行われた公的研究費について、当該研究費における当該研究者に係る参加制限等の処分が別に設けてられている場合は、長寿医療研究開発費による研究事業においても、それに準じた取扱いを行うこととする。

3. 研究上の不正行為に係る履歴について

過去に、公的研究費による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定されたことがある者は、不正行為の程度等により、不正行為があったと認定された翌年度以降、下表のとおり研究事業に参加できないこととする。

ただし、当該不正行為が行われた公的研究費について、当該研究費における当該研究者に係る参加制限等の処分が別に設けられている場合は、長寿医療研究開発費による研究事業においても、それに準じた取扱いを行うこととする。

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	参加制限期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任を負う著者（監		当該分野の研究の進展への影響や社	2～3年	

修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)	会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

附 則

- 1 この参加条件は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この参加条件は、平成26年3月4日から施行する。
- 2 平成25年度以前に交付された公的研究費に係る不正経理等及び不正行為について、この参加条件を適用することにより参加制限期間が長くなる場合は、なお従前の例による。